# 物価高騰・価格高騰による事業者支援金　申請要領

【趣旨】
物価高騰及び電気・ガス等の価格高騰により、影響を受けている町内の全事業者に対して一律の給付金の支給を行う。

【受給対象】
申請期間内において、町内に店舗もしくは事業所を有する者。また、個人事業主で町内に在住し、町外で店舗もしくは事業所を有する者。ただし、営業実態がある者に限る。

【給付額等】
個人　10 万円
法人(町内の店舗もしくは事業所に所属する従業員数(パートを含む)14 人以下)30 万円
法人(　　〃　　従業員数(パートを含む)15 人以上)50 万円
法人(　　〃　　従業員数(パートを含む)40 人以上)100 万円

【申請手続】
申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送するか、もしくは直接龍郷町役場企画観光課にて申請してください。
(申請先)
〒894-0192
大島郡龍郷町浦 110　龍郷町役場企画観光課
(必要書類)
・申請書及び誓約書
・申請者確認書類の写し（免許証、保険証等）
・2022 年の確定申告書又は決算書の写し、もしくは開業届
・法人事業者は町内の店舗もしくは事業所の従業員数(パートを含む)が分かる書類。
（労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等）
・申請者名義の金融機関通帳の写し

【申請期限】
令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日（消印有効）

【支給の決定及び支給方法】
申請書類の内容を審査し、適正と認められるときに給付金の支給を決定します。申請内容に不備等が無ければ、申請受理から概ね 2 週間で支給いたします。なお、ご指定の口座に給付金をお支払いすることで、通知に代えます。